

質疑・応答

No	質疑内容	回答案
1	体育館の床面の耐荷重について 設備機器等の設置を検討するにあたり、床の耐荷重に関する資料や基準があるか。	・ 体育館を含む校舎棟の新築時(昭和51年竣工) の「校舎等構造計算書」が旧ひかりが丘小学校の書庫内にあります。 ・ 上記構造計算書によると、体育館床の積載荷重（LL）は360kgとなっております。（床 1 平方メートルあたり360kg）
2	校舎の用途について 校舎を寮、または合宿所として活用することは可能か。	・ 当該土地の用途地域は、「第一種中高層住居専用地域」であり、住宅や共同住宅、寄宿舍など居住系用途の建築が可能です。 ・ 旅館業法の適用がない寮又は合宿所については、近隣の居住環境を害する恐れがないもので共同住宅又は寄宿舍に該当するものであれば建築が可能です。 ・ なお、旅館業法の適用を受ける場合は、ホテル又は旅館に該当するため当該土地では建築ができません。 ・ また、教育施設と寮や合宿所が別棟となる場合は、敷地をそれぞれの用途ごとに分割する必要性が生じる可能性があるため、担当課である建築局建築指導部建築指導課へご相談ください。 【問合せ先】 建築局建築指導部建築指導課（TEL 045-671-4552） ※旅館業法については、旭区生活衛生課環境衛生係（TEL 045-954-6168）までお願いします。 ・ 第一種中高層住居専用地域で建築できない用途でも、建築基準法第48条第3項ただし書きによる許可を受けることにより建築出来る場合があります。詳細については建築局建築指導部市街地建築課に相談してください。 【問合せ先】 建築局建築指導部市街地建築課（TEL 045-671-4525）